



2025 年 6 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社ウチヤマホールディングス

代表者名 代 表 取 締 役 社 長 山 本 武 博

(コード番号：6059、東証スタンダード市場)

問 合 せ 先 経 営 企 画 部 部 長 川 上 哲 緒

(TEL. 093-551-0002)

当社取締役等に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年7月25日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 20,222株
(3) 処分価額	1株につき307円
(4) 処分価額の総額	6,208,154円
(5) 割当予定先	当社の監査等委員でない取締役（※） 5名 13,916株 当社の監査等委員である取締役 1名 2,325株 当社子会社の取締役 2名 3,981株 ※ 社外取締役を除きます。
(6) その他	本自己株式処分については、割当予定先である取締役等が交付を受けることとなる日の属する事業年度に係る当社の半期報告書を提出するまでの期間、譲渡が禁止される旨の制限を付しており、かつ、処分価額の総額が1億円未満であるため、金融商品取引法による有価証券通知書及び臨時報告書は提出しておりません。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2023年5月19日開催の取締役会において、将来選任される取締役も含め、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当該取締役等を対象とする新たな制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。また、2023年6月23日開催の第17回定時株主総会において、本制度に基づき、当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行を受けること、対象取締役に発行される当社の普通株式の総数は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については年83,300株以内、監査等委員である取締役については年16,700株以内とすること（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）、

譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠の範囲内で対象取締役のうち監査等委員でない取締役に対して年額25,000千円以内、監査等委員である取締役については年額5,000千円以内の報酬枠の範囲内で金銭報酬債権を支給すること、及び、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

本制度の概要については、以下のとおりです。

<本制度の概要>

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により対象取締役のうち、監査等委員でない取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年83,300株以内、監査等委員である取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年16,700株以内とし、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当てを受ける対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

なお、当社は、当社の取締役のほか、当社子会社の取締役に対しても、譲渡制限付株式を付与する旨を、以下のとおり本日開催の当社の取締役会にて決議しております。

今般、本制度の目的、当社の業績、各割当対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、（i）当社は、本日開催の当社取締役会に基づき当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）5名に付与される当社に対する金銭報酬債権、並びに（ii）同日開催の監査等委員である取締役の協議に基づいて当社の監査等委員である取締役1名に付与される当社に対する金銭報酬債権、及び（iii）当社子会社は、本日開催の当社子会社の取締役会の決議に基づき当社子会社の取締役2名に付与される当社子会社に対する金銭報酬債権の合計6,208,154円を付与しました。そのうえで、当社は、これらの金銭報酬債権を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金307円）、当社の普通株式合計20,222株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、交付日から当社又は当社子会社若しくは関連会社の取締役、監査役及び使用人の地位をいずれも喪失する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が、譲渡制限期間の開始日から1年が経過する日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役、監査役及び使用人のいずれかの地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役、監査役及び使用人の地位をいずれも喪失した場合、譲渡制限期間の満了時において、2025年7月から当該喪失の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）

に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の満了時において、2025年7月から当該喪失の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2025年6月24日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である307円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上